

## 先住民族にとっての 「ビジネスと人権」 —グリーン・シフトの 陥穽

2023年2月28日 小坂田裕子（中央大学）

1

## 世界的なエネ ルギー政策の 転換と先住 民族による異議 申し立て

- ▶ パリ協定（2015年12月採択、2016年発効）  
：温室効果ガス排出削減（緩和）の長期目標として、  
気温上昇を2°Cより十分下方に抑える（2°C目標）と  
ともに1.5°Cに抑える努力を継続すること、そのため  
に今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質  
ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とするこ  
とが盛り込まれた。
- ▶ 気候変動の緩和策として、太陽光や風力などの再  
生可能エネルギーを将来的な主力電源とする方針  
を出す国が増加（グリーン・シフト）
- ▶ 先住民族はグリーン・シフトに反対しているわけ  
ではないが、「緑の植民地主義」というフレーズ  
を用いて、シフトのあり方に異議申し立てをして  
いる。

2

## 気候変動に 二重の意味で 脆弱な 先住民族

- ▶ 先住民族の文化、生活様式、生活そのものが気候  
変動の影響を受けている。  
例）食料の利用可能性の変化（狩猟採集への影響）、  
永久凍土が溶けることによる住居への影響、居住す  
る島が水没する危険  
→先住民族および構成員の文化権、私生活の権利、  
生命の権利等が関係
- ▶ 気候変動緩和策としての再生可能エネルギーの導  
入等による影響。  
例）森林保全の名の下での先住民族の締め出し、再  
生可能エネルギー施設の建設による先住民族の締め  
出し  
→先住民族の土地権、先住民族および構成員の文化  
権等が関係

3

## 緑の植民地 主義とは？ グリーン・ シフトの 何が問題 なのか？

- ▶ UN PFIIメンバーであるDarío José Mejía Montalvoの  
2022年報告書（U.N. Doc. E/C.19/2022/9）
- ①エネルギーは生命や精神と同義であるという先住民族の  
理解は、これまで西洋社会で支配的であったコモディティ  
の理解とは異なる立ち位置をエネルギーに与えている。私  
有化され、需要と供給、資本蓄積の力学に従ったコモディ  
ティとしてのエネルギー観は、自然と人間との間の正義、  
調和、バランスを促進するグローバルなエネルギー政策や  
施策の余地をほとんど与えない。（パラ12）
- ②現在の（従来型の）エネルギーミックスは、植民地的な  
関係を再生産し、深化させる規範に基づいて確立されたも  
のである。国家は、国内の領土の絶対的所有権とその管  
理権という法的虚構を利用して、先住民族の先祖代々の権利  
を顧みず、私企業に領土内の天然資源の採掘、開発、取引  
を許可してきた。（パラ23）
- ▶ 先住民族の思想や権利を無視した主権国家によるエネ  
ルギー政策決定及びその実施への警鐘

4

## 再生可能エネルギー施設 建設をめぐる 先住民族の 闘い (1)

- 再生可能エネルギープロジェクトに関する申立の多くは、先住民族との不十分な協議や自由意思による事前の十分な情報に基づく同意 (FPIC) の取得を怠ったというもの。(Horvath and Maeda: 391)

- 「先住民族の権利に関する国連宣言」(2007年9月採択)

第10条：先住民族は、自らの土地または領域から強制的に移動させられない。関係する先住民族の自由で事前の情報に基づく合意なしに、また正当で公正な補償に関する合意、そして可能な場合は、帰還の選択肢のある合意の後でなければ、いかなる転住も行われぬ。

第19条：国家は、先住民族に影響を及ぼし得る立法的または行政的措置を採択し実施する前に、彼/女らの自由で事前の情報に基づく合意を得るため、その代表機関を通じて、当該の先住民族と誠実に協議し協力する。

5

## 再生可能エネルギー施設 建設をめぐる 先住民族の 闘い (2)

- 2008年に発足した国連グローバル・コンパクトの第1原則では、「企業は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重すべき」とあり、そこには「先住民族の権利に関する国際連合宣言」も含まれる。

- 2011年に国連人権理事会が承認した「ビジネスと人権に関する指導原則」の原則12は国際的に承認された人権基準を尊重する企業の責任に言及しており、そのコメントリーでは世界人権宣言のような法的拘束力を予定されず作成された文書も含まれている。

- 国内法や国際人権法に依拠した国内裁判所での訴訟で、先住民族側が勝訴する事例も出てきている。

例) オアハカ州の農事裁判所 (メキシコ、2022年)、メルーの環境・土地裁判所 (ケニア、2021年)、最高裁判所 (ノルウェー、2021年)

6

## 風力発電所によるサーミの トナカイ飼育への 影響に関する ノルウェー最高裁 判決 (2021年10月 11日)

- 風力発電所の設立により、サーミの伝統的トナカイ飼育に深刻な影響が出たことが問題に。
- フォーセン・ヴィン社：グリーン・シフトと再生可能エネルギーの増産が決定的な考慮事項
- ノルウェー最高裁：自由権規約27条に評価の余地は適用されず、マイノリティの利益に対して他の社会利益の均衡を図る比例性評価は認められない。

→もし人口の多数がその正当な必要性に基づいて制約できるのであれば、マイノリティ保護は効果的でなくなる。



トナカイ飼育をより侵害しないような、他の開発手段を選ぶことによって、グリーン・シフトは考慮できた。自由権規約27条違反であり、石油エネルギー省によるライセンス決定は無効。

7

## ケニア共和国 メルーの環境 及び土地に関 する裁判所 2021年10月 19日判決

- 裁判所は、風力発電プロジェクトがもたらす利益は、信託地を私有地化して分譲する際に適正手続を踏まなかったという違法性を矯正しないことを強調。その一方で、プロジェクトが既に完成しており、国の電気ニーズのかなりの割合を共有していることを考慮したことを認めた。

- 部族の文化権の侵害は認定されていない。
- ライセンスは無効になっていない。
- 土地の権原証書の違法性の是正についても1年の猶予期間が与えられた。

8

## 事前の協議・FPICの重要性

- もっとも施設ができた後に勝訴しても、原状回復は難しい。例) ノルウェー最高裁判決の不履行  
→事前に住民族と協議し、その同意を得るプロセスが重要
- グリーン・シフトにおいて、先住民族の文化や生活様式、土地利用に大きな影響を与える場合は、事前にFPICの取得まで必要である。(自由権規約委員会、アンジェラ・ボマ・ボマ対ヘルー (2009年)；米州人権裁判所、サラマカ族対スリナム (2007年))
- 他方で、先住民族の代表機関がない場合の問題  
→協議やFPICを誰と行えばいいのか。ビジネス側にとって重大なリスクになる可能性。

9

## 環境分野における人権アプローチの必要性

- 人権問題だから国際環境法は関係ないというスタンスはもはや時代遅れ。人権と環境の密接な結びつきは、人権条約機関では多く指摘されている。例) 自由権規約委員会一般的意見36 (2018年)、米州人権裁判所 (2017年)
- →UNFCCCもより人権アプローチに対して、より配慮を払う必要がある。特にグリーン・シフトにおいて先住民族のFPICを尊重する必要性は、喫緊の課題。

10

## グリーン・シフトの「被害者」から「パートナー」への転換の必要性

UNFCCCでは先住民族と政府代表が対等な立場で参加することを認めるplatformを設置し、victimsからcontributorsへの転換が図られている。

先住民族が真の意味でのcontributorsとなるためには、国際レベルだけでなく、国内でのグリーン・シフトに関する政策決定、政策実施のプロセスにおいて影響を受ける先住民族の参加は不可欠。

11

## 主要参考文献

- Permanent Forum on Indigenous Issues, The rights of indigenous in relation to the global energy mix, U.N. Doc. E/C.19/2022/9 (2022)
- Eniko Horvath and Kasumi Maeda, "Towards responsible renewable energy: Assessing 50 wind and hydropower companies' human rights policies in the context of rising allegations of abuse", in Sébastien Duyck, Sébastien Jodoin and Alyssa Johl, *Routledge Handbook of Human Rights and Climate Governance*, Routledge, 2018.

12